

# 令和7年度 宍粟市国民保護協議会次第

日 時：令和7年6月19日(木)14:30～

場 所：宍粟防災センター5階 ホール

## 1. 開 会

## 2. あいさつ

## 3. 議 事

### (1)宍粟市国民保護計画の改訂について

#### ①改訂素案について

#### ②事前意見にかかる対応について

#### 【別紙①】

### (2)今後のスケジュールについて

## 4. 閉 会

令和7年度 宍粟市国民保護協議会委員

No.	委員構成	役職名	氏名	代理出席
—	会長	宍粟市長	福元 晶三	
1	第40条第4項第1号委員(指定地方行政機関職員)	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	富本 和也	
2	第40条第4項第2号委員(自衛隊)	陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊第2中隊長	文元 聡志	杉田 朝
3	第40条第4項第3号委員(県職員)	兵庫県西播磨県民局総務企画室長	衣笠 佳幸	
4		兵庫県龍野土木事務所長	吉田 圭介	
5		兵庫県宍粟警察署長	重信 裕一	
6	第40条第4項第4号委員(副市長)	宍粟市副市長	富田 健次	
7	第40条第4項第5号委員(教育長、消防長)	宍粟市教育長	中田 直人	
8		西はりま消防組合消防本部消防長	中川 裕文	
9	第40条第4項第6号委員(市職員)	宍粟市総務部長	砂町 隆之	
10		宍粟市市民生活部長	森本 和人	
11		宍粟市健康福祉部長	三木 義彦	
12		宍粟市産業部長	中村 仁志	
13		宍粟市建設部長	樽本 勝弘	
14		宍粟市教育部長	大砂 正則	
15		宍粟市一宮市民局長	西林 文隆	
16		宍粟市波賀市民局長	石垣 貴英	
17		宍粟市千種市民局長	大田 敦子	
18		宍粟市健康福祉部次長	栗山 早苗	欠席
19	第40条第4項第7号委員(指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員、職員)	NTT西日本兵庫支店設備部災害対策室次長	安田 誠	
20		関西電力送配電株式会社姫路本部姫路配電営業所長	田中 武士	渡利 伸二
21		株式会社ウイング神姫山崎営業所長	上山 英則	
22	第40条第4項第8号委員(知識、経験を有する者)	宍粟市医師会長	山岸 洋之	
23		西はりま消防組合宍粟消防署長	宮内 弘喜	
24		宍粟市消防団長	松本 二郎	
25		宍粟市消防団副団長	片山 善晴	
26		宍粟市消防団副団長	岸野 健三	
27		宍粟市山崎町連合自治会長	野村 和男	
28		宍粟市一宮町連合自治会長	樽本 秀昭	
29		宍粟市波賀町連合自治会長	柿本 義人	
30		宍粟市千種町連合自治会長	安原 勝則	
31		宍粟市民生委員児童委員協議会連合会長	春名 郷子	
32		宍粟市社会福祉協議会	藤原 千尋	
33		西播磨防災リーダー会宍粟部会	助光 ゆかり	
34		兵庫県防災士協会	高井 洋子	
—	事務局	宍粟市市長公室長	水口 浩也	
—		宍粟市市長公室次長	中尾 美恵子	
—		宍粟市市長公室次長兼危機管理課長	田中 藤夫	
—		宍粟市市長公室危機管理課副課長	小椋 政彦	
—		宍粟市市長公室危機管理課係長	上野 健	
—		宍粟市市長公室危機管理課危機管理係主査	長野 伸司	

# 座 席 表

- ・西はりま消防組合  
消防長
- ・宍粟警察署長
- ・教育長
- ・市長
- ・副市長
- ・国道事務所長  
国交省姫路河川
- ・陸自中部方面特科連隊  
第一大隊第二中隊長
- ・西播磨県民局  
総務企画室長

・西はりま消防組合 宍粟消防署長	○	○	○	○	○	○	○	・西播磨県民局 龍野土木事務所長
・宍粟市医師会長	○							・宍粟市消防団長
・宍粟市山崎町連合自治会長	○							・宍粟市消防団副団長
・宍粟市一宮町連合自治会長	○							・宍粟市消防団副団長
・宍粟市波賀町連合自治会長	○							・NTT西日本兵庫支店 設備部災害対策室次長
・宍粟市千種町連合自治会長	○							・関西電力送配電(株) 姫路本部姫路配電営業所長
・宍粟市民生委員児童委員 協議会連合会長	○							・(株)ウイング神姫
・宍粟市社会福祉協議会	○							・宍粟市総務部長
・西播磨防災リーダー会 宍粟部会	○							・宍粟市市民生活部長
・兵庫県防災士会	○							・宍粟市健康福祉部長
・宍粟市一宮市民局長	○							・宍粟市産業部長
・宍粟市波賀市民局長	○							・宍粟市建設部長
・宍粟市千種市民局長	○							・宍粟市教育部長

## 事 務 局

・宍粟市 危機管理課主査	○	○	○	○	○	○	○
・宍粟市 危機管理課係長			・宍粟市 市長公室次長	・宍粟市 市長公室長	・宍粟市 危機管理課長	・宍粟市 危機管理課副課長	

### 欠 席 者

- ・宍粟市健康福祉部次長

## 傍 聴 席

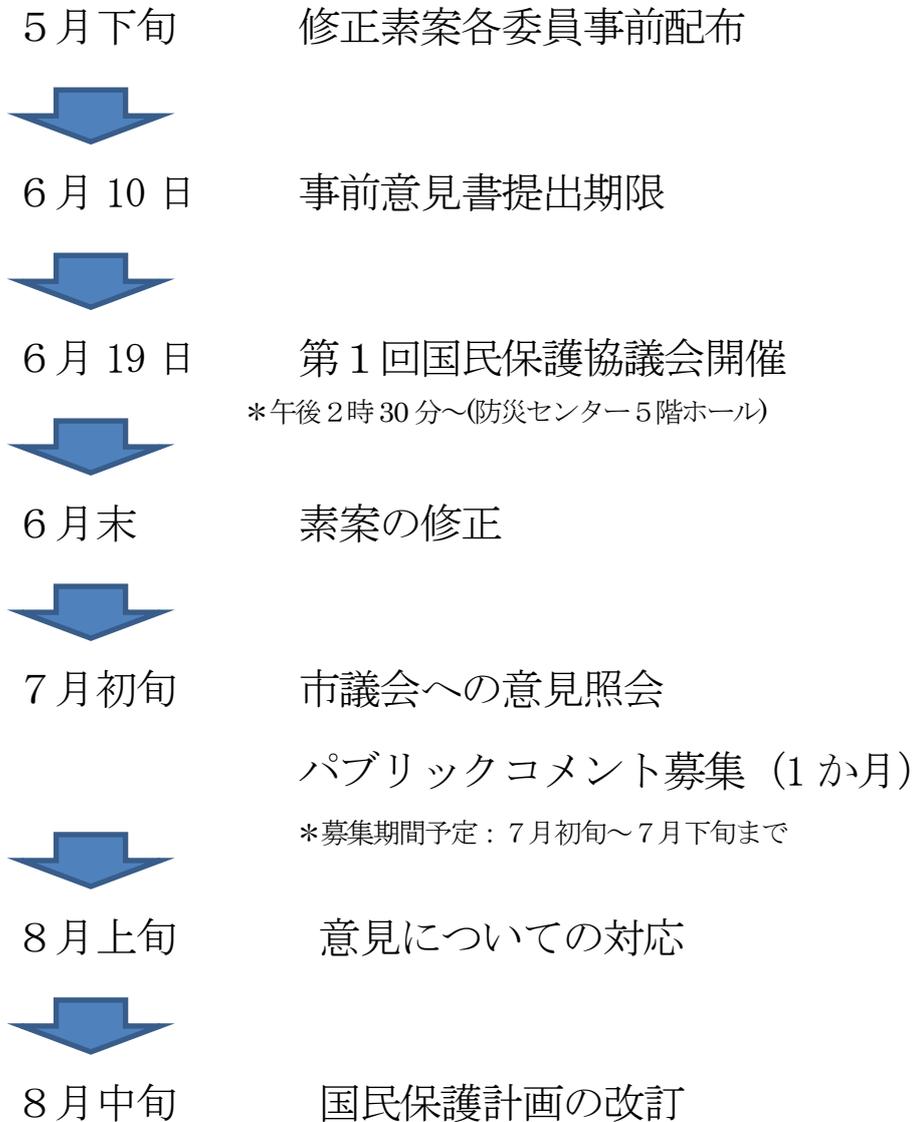
## 宍粟市国民保護計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

編	頁・行	修正・意見等	修正案
第1編	頁14 4行目	改行ミス	修正する。
第2編	頁22	文中4か所「消防組合」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第2編	頁23 3(1)	(1) 西はりま消防組合における体制の1、2、4行目「西はりま消防組合」を「西はりま消防組合宍粟消防署」に修正	修正する。
第2編	頁23 3(2)	「さらに、市は、消防組合及び宍粟署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。」を削除	削除する。
第2編	頁45 (3) ④	NET119の文中「消防署」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第3編	頁52	1 危機管理対策本部等の設置の文中「消防署」を「西はりま消防組合」に修正	修正する。
第3編	頁75	2 警報の内容の伝達方法の(2)3行目「消防組合」を「西はりま消防組合宍粟消防署」に修正	修正する。
第3編	頁81	(2) 消防機関の活動の文中「消防組合(署)」を「西はりま消防組合宍粟消防署」に修正	修正する。
第3編	頁81	(2) 消防機関の活動の文中「自力歩行困難な災害時避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。」を「自力歩行困難な災害時避難行動要支援者を、保有する消防車両等で運送を行うなど、装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。」に修正	修正する。

宍粟市国民保護計画（案）に対する修正意見（とりまとめ）

編	頁・行	修正・意見等	修正案
第3編	頁81	「消防組合（署）」を「西はりま消防組合宍粟消防署」に修正	修正する。
第3編	頁107	(2) 消防機関の活動の文中「安全確保に配慮しつつ」を「安全確保に配慮した上で」に修正	修正する。
第3編	頁107	(2) 消防機関の活動の文中「武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。」を「武力攻撃災害の軽減に努める。」に修正	修正する。
第3編	頁107	「消防組合（署）」を「西はりま消防組合宍粟消防署」に修正	修正する。
第3編	頁108	「消防組合（署）」を「西はりま消防組合宍粟消防署」に修正	修正する。

## 今後のスケジュール



○宍粟市国民保護協議会条例

平成18年3月9日条例第1号

宍粟市国民保護協議会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、宍粟市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は35人以内とする。

2 市長が必要と認めたときは、法第40条第6項の規定により専門委員を置く。

3 前項の規定により専門委員を置いた場合において、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

**第5条** 協議会に、幹事35人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

**第6条** 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律をここに公布する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

（市町村協議会の組織）

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の副市町村長
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)
  - 六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。